

III 学校生活

3 校内の生活

◆ 生徒心得について

本校生徒は、東京都立王子総合高等学校の生徒として、また、地域社会の一員としての誇りと自覚を持つて行動しましょう。また、社会に貢献できる資質を身に付け、常に自由と責任の意味について考え、良識ある行動がとれるよう心掛けましょう。

1 服装

- ① 本校指定の『制服』をきちんと着用してください。(指定されていないものは着用不可。)
- ② 着用の際には、清潔を旨とし、常に王子総合高校生としての品位を保つよう心掛けましょう。
- ③ 時、場所、状況 (T P O) に応じた服裝を心掛けましょう。
- ④ 校章は、プレザーの左襟に常につけます。
- ⑤ 夏季略装着用期間の目安は、6月1日から9月30日とします。
- (夏季及び冬季移行期間や期間変更の場合は、生活指導部から別途通知)
- ⑥ セーターやベストを着用する場合は、学校指定 (校章入り) のものを着用してください。
- ⑦ コート類については高校生としてふさわしいものとします。
- (ただし、コート類の下には必ず制服を着用してください。)
- ⑧ 気温の低い時期におけるタイツ類の着用については、黒のみ着用可とします。
- ⑨ 染髪・パーマ・本校の生徒として相応しくないヘアスタイル、髪に手を加える行為、化粧・マニキュア等は一切禁止です。
- ⑩ ピアス・ネックレス・指輪等の装飾品については、学校生活には不需要です。
- ⑪ 異装の衣類や装飾品について発見した場合、生活指導部で預かります。

(1) 一般的事項

- ① 始業時刻は8時30分です。生徒玄関は7時30分に開きます。それまでは登校しないようにしてください。
最終下校時刻は16時45分です。延長して居残る場合には、事前に生活指導部への活動届の提出が必要です。延長した際の最終下校時刻は19時です。(校門を出る時間)
- ② 登校したら、必ず掲示板を見るようにしてください。大切な連絡事項等は全て掲示板にありますので確認してください。

- ③ 登校から下校の間は、原則として外出できません。やむを得ず外出しなくてはならない場合には、「担任に申し出てください。」
- ④ 貴重品は各自で管理し、持ち物には必ず記名してください。
- ⑤ 敷地内におけるコンセントの私的使用を禁止します。発見した場合は、生活指導部で預かります。
- ⑥ 携帯電話について
次に掲げる最低条件を守り使用してください。(p. 9 「5 (1) 授業の心得」 参照)
(ア) 授業中は、電源を切れます。
(イ) 廊下や階段での歩きながらの使用や大きな声での使用など、モラルに欠ける行動はしないようにしましょう。
- ⑦ ノーチャイム制
本校では通常時程では、チャイムが鳴りません。常に時間意識して行動してください。
- ⑧ 本校は、正しい職業観、勤労觀を育てるために、アルバイトを原則禁止しています。
ご家庭の状況によって必要になる場合は、事前に担任に相談してください。

(2) 各施設の利用規定

- ① 駐輪スペース
・決められた年次スペースにきちんと駐輪します。
② エレベーター
・事前に許可を得ている特別な場合以外、生徒の使用は禁止します。
・生徒が荷物を運ぶ時は教員の許可を得てください。
③ ロッカー及びセーフティーボックス
・1人につき1つのロッカー及びセーフティーボックスを貸しています。
・ロッカー及びセーフティーボックスの使い方は、各担任まで。
・必ず、複数以上の番号を用意し、使い分けましょう。
・貴重品等は、必ずセーフティーボックスに入れましょう。
・他人のロッカーやセーフティーボックスを悪戯しない。
・落書きやシール等を貼ることは禁止です。
- 2 通学
① 原動機付き自転車、自動二輪車、自動車による通学は禁止です。
② 自転車通学は許可制です。事前に生活指導部に申請し、登録を行わなければなりません。購入したシール(90円)を指定された所に必ず貼り、決められた位置に駐輪してください。
③ 登下校中の自転車の運転については、安全運転を心掛けてください。特に、二人乗り運転や雨天時ににおける差し運転、イヤホンで音楽を聴きながらの運転、携帯電話を使用しながらの運転は危険であるだけでなく、違法行為です。また、安全運転を心掛けても事故に遭うことがあります。事故への備えとして、自転車保険(希望により実費で申し込む)に加入することを勧めます。
④ 本校は、地域とのつながりを大切にしています。近隣の方々に不愉快な思いをさせないよう、に駐輪場や通学路、学校周辺での行動については注意してください。

④ 部室

- ・部室を使用できる時間帯は、7：30～8：20、15：20～18：50のみです。
- ・鍵の扱いが悪かったり、部室の鍵の返却が遅かったりした場合は、部室の使用を一時禁止します。それが度重なる場合は、部室の使用をさせません。
- ・部室を定期的に掃除しましょう。使用状況を予告なしにチェックします。
- ・部室の鍵を借りにきた生徒は、鍵庫の前にある貸出ノートに必要事項を記入し、鍵を借ります。返却時にも同様に記入します。
- ⑤ 体育館棟
 - ・体育館棟に入る場合は、必ず2階の入口で体育館履きに履き替えましょう。なお、外履きはしっかりと砂などを取り、シューズ袋に入れて下駄箱に入れてください。
 - ・体育の授業及び部活動の着替えは、必ず更衣室で着替えましょう。
 - ・必要なない部屋・倉庫・施設には立ち入らないようにしてください。
 - ・使用する施設の鍵を借りにきた生徒は、鍵庫の前にあるファイルに年次・組・氏名を記入し鍵を냅니다。返却時は、この手順の反対を行います。
 - ・使用した施設は必ず清掃し、戸締りをして帰ってください。
 - ・飲食禁止です。
 - ・休み時間におけるアーナーの無断使用を禁止します。
- ⑥ 更衣室
 - ・更衣室はきれいに使い、私物を置いたままにしないようにしてください。
 - ・更衣室内にあるシャワーは、きれいに使用しましょう。悪い方が悪い場合は、直ちに使用禁止にします。
- ⑦ グラウンド
 - ・校舎内にグラウンドの土が入らないようにしてください。
 - ・校舎内で匂っている靴でグラウンドに入る、また、グラウンドシューズで校舎内に入らないようになります。

【部活動】

- ・各施設使用のルールを守って活動してください。
- ・グラウンドの管理は部活動が中心になつて行い、安全かつ綺麗な状態を保つようになります。
- ・朝練等でのグラウンド使用は7：30～となります。（終了時刻の厳守）
- ・グラウンド照明の使用は、体育科主任の許可が必要で、18：50までに照明は消灯します。（照明の点灯と消灯は教員が行うこと）
- ・散水する際は、体育科の許可を得て教員が行い、必ず散水記録簿に記入します。
- ⑤ グラウンド整備は、アシストショースズに履き替え、指定のやり方で丁寧に行ってください。
- ・整備の際には、テニスコート前と部室前も清掃してください。
- ・台風や積雪が予想される場合は、安全面からも事前にネットを倒しておく等の処置をするようにしてください。
- ・事故や怪我を未然に防止できるように努め活動するようにしましょう。

4 特別活動

- ・学校で学習する活動には、教科を授業で学習する教科活動の他に特別活動があります。特別活動には、ホームルーム活動・部活動・生徒会活動・学校行事の4つの教育活動があります。積極的かつ、主体的な参加を期待しています。

(1) ホームルーム活動

- ・原則として週1回のロング・ホームルーム（LHR）と毎日の朝と夕のショート・ホームルーム（SRR）があります。各自が所属しているクラスを基本単位として、クラス活動計画、教育相談、学校行事等への参加や準備等を行います。

(2) 部活動

- ・年次やホームルームの枠を離れ、共通の興味や関心に基づいて集団を組織し、体育的、文化的、奉仕的活動を行います。

(3) 生徒会活動

- ・本校の全生徒で組織する生徒会を通して、学校生活の充実や改善・向上に関わる活動、学校行事への参加と協力、その他諸活動の企画・立案・調整等を行います。
- ④ 学校行事
 - ・全校もしくは年次などを通して、学校生活に活気とリズムを与えるコミュニケーション能力を養います。学校生活の充実と発展を目指し、集団への帰属意識を深めましょう。

5 自習室の利用について

- ・自習室は、授業時間外に利用してください。自習室は勉強以外の目的で利用することは禁止です。利用の際は、以下のルールを守ってください。
 - ① 私語を慎み、静かに利用しましょう。
 - ② 不用意に立ち歩かないでください。
 - ③ 飲食は禁止します。
 - ④ 荷物を置いて友達の席を確保しないでください。他の人の迷惑になる行為はやめてください。
 - ⑤ 椅子および部屋を汚さないように使いましょう。
- ※ 飲み物等を飲む際は、グラウンドの外に出で飲むこと
- ・グラウンド内に寝を吐いたり、飲み物を吐き出さないようにしてください。
- ・黒土はシューズに多く付きやすいため、必要以外には入ってはいけません。
- ・授業では、部活動で使用するスパイク等は使用してはいけません。
- ・休み時間にグラウンド内で遊ぶことは禁止です。
- ・雨天、降雪時のグラウンド使用の可否は、体育科で判断します。
- ・危険なので、ネットに寄りかかたり、登ったりしないようにしてください。
- ・砂場を使用した際は、使用者が必ず整備をしてください。

- ⑥ パソコンやゲーム、メディア機器全般の持ち込みは禁止します。
- ⑦ 実習作業系の自習は禁止します。
- ⑧ 自習室での携帯電話の使用は禁止。電源はOFFにするかマナーモードにしてください。
- ⑨ 暖房・冷房などのエアコンについては通常の教室と同じルールです。
- ⑩ 最終退出者は、照明、エアコン等の電源をすべてOFFにしてから退出してください。
- ⑪ その他、詳細は先生の指示に従ってください。

上記のルールに違反した場合、退出を求め、以後の自習室の使用を認めない場合があります。

6 特別指導

本校では、問題行動を行った生徒に対して個別のプログラムを実行することにより、自己を見つめさせ、人としての在り方・生き方を考えさせながら、生徒の健全育成を図ります。

(1) 特別指導の対象

- ① 生命にかかわること
- ② 人権にかかわること
- ③ 法律及び社会規範にかかわること

【具体的事例】

飲酒、喫煙、バイク・自動車通学、試験等における不正行為、窃盗、器物破損、暴言・暴力行為、恐喝行為、暴走行為、薬物乱用、性的問題行動、いじめ、SNSなどによる迷惑行為、授業妨害など、本校の生徒としてふさわしくない行為

(2) 規定

原則として登校による特別指導とします。指導に当たっては、保護者、関係諸機関との積極的な連携を図り、より効果的な指導を行うこととします

原則として登校による特別指導とします。指導に当たっては、保護者、関係諸機関との積極的な連携を図り、会員一人一人の主体性・協調性を伸ばすことを目的として各種の活動を行う。

第1章 総則

第1条 本会は、東京都立王子総合高等学校生徒会と称する。

第2条 本会は、本校の全生徒を会員とし、本校教職員を顧問とする。

第3条 本会は、会員相互の親睦を図り、学校生活を有意義に送るとともに、会員一人ひとりの主体性・協調性を伸ばすことを目的とする。

第2章 会員の権利と義務

第4条 会員は、生徒会活動に参加する権利と、本会規約・規定を厳守する義務を有する。

第5条 会員は、選挙権、議決権を有する。

第6条 会員は、生徒総会・拡大執行部会・専門委員会の決定に従う義務を有する。

第7条 会員は、定められた額の会費を納入することとする。

第8条 会員は、権利行使について、必ずその責任を負わなければならない。

第3章 機関・組織

第9条 本会には、次の機関を設ける。

- (1) 生徒会 (2) 生徒会執行部 (3) 生徒会委員 (4) 拡大執行部会
- (5) 各種委員会 (6) 部長会 (7) 部

第10条 本会各機関には、本校教職員を顧問として置く。各機関は、顧問の指導及び助言を受ける。

第11条 生徒会組織図・会議相互関係図は、別に定める。

第4章 生徒総会

第12条 生徒総会は、全会員によって構成する。

第13条 生徒総会は、本会の最高議決機関である。

第14条 本会員は、生徒総会に参加する義務を有する。

第15条 生徒会総会は、生徒会長が次のとおりに招集する。

(1) 定期総会 2週間前まで(議案の公表は5日前まで)

(2) 臨時総会 5日前まで(議案の公表と共に)

第16条 生徒会総会は、次のとおり開催する。

(1) 定期総会は、年1回開く。

(2) 臨時総会は、次の場合に開くことができる。

ア 生徒会執行部・拡大執行部会から要求があつた場合。

イ 顧問から要請があつた場合。

ウ 全会員の3分の1以上の署名による要請があつた場合。

第17条 生徒会総会は、次のとおり開催する。

(1) 生徒会活動の年間計画及び活動報告の承認

(2) 予算・決算の承認

(3) 本規約及び規定の制定・改正・廃止

(4) 委員会の新設・廃止

(5) 部の新設・廃止

(6) その他重要事項の審議又は議決

第18条 生徒会の議事進行は、拡大執行部会の議長・副議長が行う。また生徒会役員・書記が議事の記録を行う。

第19条 採決方法は、生徒会執行部で審議し決定する。

第20条 生徒会総会は、全員の過半数の出席で成立する。

第21条 生徒会総会の議事は、第19条に定める採決方法によって、別に定めた場合を除き、出席者の過半数の賛成に

第22条 議長は、議事進行を妨害する会員に対して、警告し、退場を命ぜることができる。また、必要に応じて休会及び散会を宣言することができる。

第23条 生徒会役員は直接選挙で選ばれた会長1名・副会長2名・書記1名・会計1名・庶務2名の計7名の役員で構成する。

第5章 生徒会役員と生徒会執行部

第24条 生徒会役員の選出は、選舉管理規程に基づき行う。

第25条 生徒会役員の任期は、承認された日から1年間とする。ただし、再任は妨げない。

第26条 生徒会役員は専門委員との兼任を認める。

第27条 生徒会執行部は、本会の最高執行機関であり、对外的には本会員のために中心となつて活動する機関である。

第28条 生徒会執行部は、生徒会役員と有志による生徒会委員により構成し、次の任務を執行する。

(1) 会長 生徒を代表し生徒会すべての活動に責任を負う。生徒会・生徒会執行部会・拡大執行部会を招集する。

- (2) 副会長 主に会長を補佐し、必要に応じて他の職責を代行する。また、生徒会委員の総括を担当する。
- (3) 書記 生徒総会・拡大執行部会などの議事を記録し保管する。また、広報活動を担当する。
- (4) 会計 生徒会に関する会計業務を担当する。
- (5) 生徒会委員 生徒会役員を支え、すべての生徒会活動を、自主的・主体的に支援する。
- 第29条 生徒会執行部は、定期的に定期例会を開催する。また、必要に応じて臨時会を開催する。
- 第30条 生徒会執行部は、次の活動を行う。
- (1) 生徒会費の管理
 - (2) 各専門委員会の総括
 - (3) 各部の総括
 - (4) 生徒からの質問・要望の整理・検討
 - (5) 生徒会主催行事の企画・運営、委員会の支援
 - (6) 機関誌等の発行
 - (7) 学校説明会へのサポート
 - (8) ボランティア・環境保護活動
 - (9) 委員長会、部長会の議長
 - (10) その他の必要事項
- ## 第6章 拡大執行部会
- 第31条 拡大執行部会は、生徒会執行部、各専門委員会の委員長、各部の部長、代表委員会の各年次代表2名によって構成される。ただし、必要に応じて専門委員会、監査委員会、部の出席を求めることができる。
- 第32条 拡大執行部会は、生徒総会に次ぐ議決機関である。
- 第33条 拡大執行部会は、生徒会長が招集する。
- 第34条 拡大執行部会は、全構成員の3分の2以上の出席で成立する。ただし、生徒会役員は構成員から除く。
- 第35条 拡大執行部会の議長1名及び、副議長各2名は、生徒会役員を除く拡大執行部会の構成員の中から互選による。議事の記録は生徒会役員、書記が担当する。
- 第36条 拡大執行部会は、生徒総会の議案を作成する。また、生徒会から委嘱された事項及び緊急を要すると認められる事項で生徒総会に付託できない事項の審議を行う。
- 第37条 拡大執行部会の議事は、原則として出席者の3分の2以上で議決とする。生徒会役員は議事に参加することができない。
- 第38条 拡大執行部会は、必要に応じ定期例会を開く。ただし、次の場合は臨時拡大執行部会を開催しなければならない。
- (1) 生徒会執行部から的要求があつた場合。
 - (2) 委員長会からの要求があつた場合。
 - (3) 代表委員会からの要求があつた場合。
 - (4) 部長会からの要求があつた場合。
- ## 第7章 委員長会及び専門委員会
- 第39条 委員長会は、各専門委員会の委員長によって構成する。
- 第40条 委員長会は、各専門委員会相互の連絡・調整を行い、他の機関との連携によって課題を協議し解決する機関である。
- 第41条 生徒会執行部の中から委員長会の議長を2名以上派遣する。
- 第42条 生徒会活動を行い、秩序ある学校生活を築くことを目的として、次の専門委員会を設置する。
- (1) 代表委員会 (各クラス3名)
 - (2) 選挙管理委員会 (各クラス1名)
- ・生徒会役員選舉における立候補受付・公示・演説会運営、投票・開票・集計作業を行う。
- (3) 保健委員会 (各クラス男女各1名)
- ・保健衛生に関する活動や、その広報を行う。

- ・定期健康診断の準備・運営、石けん・トレイ・ハーバーの補充、関連ポスター作成等を行う。
 - (4) 環境・美化委員会 (各クラス2名)
 - ・校内および校外の環境・美化に關わる業務を中心として行う。
 - ・清掃用具の整備、清掃の指示、美化活動の企画・運営、関連ポスター作り等を行う。
 - (5) 図書委員会 (各クラス2名)
 - ・図書の整理、読書の推進、機関誌の発行、本の貸出しに關わる運営、読書週間の企画等を行う。
 - (6) 進路委員会 (各クラス4名)
 - ・「0セミナー」、「産業社会と人間」などの発表会の準備・運営を行う。
 - ・本校のキャリア教育に関するリーダー的役割を担う。
 - (7) 広報委員会 (各クラス2名)
 - ・学校全体の広報活動、機関誌の発行、メディア機器による学校紹介や広報活動を行う。
 - (8) 放送委員会 (各クラス2名)
 - ・式典、学校行事、集会等における放送機器の準備・管理を行う。
 - (9) 体育行事実行委員会 (各クラス男女各2名)
 - ・体育行事の企画・運営、体育授業の準備等に關わる業務を中心として行う。
 - (10) 文化祭実行委員会 (各クラス4名)
 - ・文化祭の企画・運営に關わる業務を中心として行う。
 - (11) 合唱コンサート実行委員会 (各クラス4名)
 - ・合唱コンサートの企画・運営に關わる業務を中心として行う。(1、2年次のみ)
 - (12) 風紀委員会 (各クラス男女各1名)
 - ・遅刻防止・身だしなみ週間の活動など生徒の生活に關わる業務を中心として行う。
- (13) その他、新たに拡大執行部会が承認した専門委員会
- 第43条 前条の専門委員会は、各班から選出された本会員で構成され、委員長1名・副委員長2名・書記1名を置く。なお、委員長はその委員会の代表者として、委員長会に出席しなければならない。
- 第44条 任期は1年間とする。
- ## 第8章 代表委員会
- 第45条 代表委員会は、各クラスの代表によって構成され、委員長1名・副委員長2名・書記1名を置く。また各年次から年次委員長・副委員長を各1名選出し、拡大執行部会に出席しなければならない。
- 第46条 代表委員会は、クラス間の問題及び生徒会執行部から付託された事項を協議・執行する組織である。
- 第47条 各年次から選出された年次委員長・副委員長は、必要に応じて年次代表者会において各年次間との連絡調整を行う。
- ## 第9章 部長会及び部
- 第48条 部長会は、各部の部長で構成され、拡大執行部会に出席しなければならない。また、部長が不在の場合は代理の生徒が出席することとする。
- 第49条 部長会は、各部間の活動施設及び活動時間の調整や、行事等での協力体制の確認、生徒会執行部から付託された事項を協議・執行する機関である。
- 第50条 部を次の条件で設置する。
- ## 第10章 会計
- 第51条 本会の予算は、生徒会費による。
- 第52条 生徒会会計は、生徒会におけるあらゆる会計事務に当たる。
- 第53条 生徒会会計は、予算案の提出及び決算報告を行い、拡大執行部会及び生徒総会の承認を受けなければならない。

第54条 生徒会会計は、監査委員から監査を受けなければならない。

第55条 生徒会会計は、部の会計責任者を招集することができる。

第56条 会計執行上の細目については、会計規定に定める。

第11章 選挙管理委員会

第57条 生徒会役員選挙は、選挙管理委員会によって実施される。

第58条 選挙管理委員会は、選挙管理規程により生徒会役員選挙を運営する。

8 会計規程

第1条 会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。

第2条 本会の経費は会員が納める会費及びその他収入をもってあてることとする。

第3条 会費は年額 6,000円を一括徴収する。

第4条 (1) 生徒会執行部は次年度の予算案を作成し、拡大執行部会の審議を経て生徒総会にて提案し、承認を得る。

(2) 予算案作成においては監査委員会による監査報告を参考にする。

第5条 生徒会費を執行する際は、規定の請求書を提出し、執行後精算書にて算出する。また、精算結果を参考する。

第6条 生徒会執行部は、前期終了時点での予算残額を補正予算として補正予算案を作成し、拡大執行部会の審議を経て生徒総会にて提案し、承認を得る。

9 選挙管理規程

第1条 本規定は、生徒会規約に基づき、役員選挙を公正に運営することを目的として設置する。

立会演説及び投票日は6月下旬とする。

生徒会役員の任期は7月1日から役員選挙が行われる6月下旬までとする。

第2条 1 選挙管理委員を除く全生徒会会員は、選挙権、被選挙権を有する。

2 選挙管理委員が役員及び各種委員に立候補する場合は選挙管理委員を辞退し、新しく選挙管理委員を選出ししなければならない。

なお、立候補がなかつた場合は、受付期間を延期する。

選挙管理委員が立候補する場合、前もつてクラスの者と委員を交代する。

第3条 選挙管理委員は、選挙に関する全ての業務を行う。

第4条 1 選挙実施の公示は投票日の2週間前までに行うものとする。

2 立候補者の公示は立候補締め切り後選挙運動期間とする。

第5条 1 立候補締め切り日より投票日前日までを選挙運動期間とする。

2 立候補者は事前に選挙管理委員会に届け出を行い、許可を受けた選挙運動に限ってこれを行うことができる。

ボスターは選挙管理委員の指定した用紙4枚とする。

掲示場所は生徒玄関口とする。公共掲示板、鏡面上等には貼らないこと。また内容の悪い場合は掲示させない。

他の立候補者を誹謗しないこと。

選舉に直接関係ないこと、下品なこと等は書かないようすること。

第6条 広報は選挙管理委員会が投票日3日前までに発行する。(土日祝日は除く)

第7条 立会演説会は投票日当日、もしくは前日までに行うものとする。

投票は一人一枚とする。

投票用紙に必要以上のことが書いてある場合は無効とする。

立候補者も投票することができる。

第8条 立候補者の数が定数以下の場合には信任投票とし、信任投票が有効投票数の過半数に達することで信任されたものとする。

第9条 立候補者の数が定数以上の場合には、最多数の得票を獲得した立候補者から順に定数に達するまでの立候補者を当選とする。

第10条 1 同数の投票により定数以内の当選者を決定することができない場合は、該当する立候補者の決選投票を行ふ。

2 決選投票の公示は選挙管理委員会が広報により開票後翌日に行うものとする。

3 選挙運動及び、立会演説会は選挙管理委員会が必要と判断した場合のみ実施する。

4 最多数の得票を獲得した立候補者から定数に達するまでの立候補者を当選とする。

第11条 1 役員に欠員が生じた場合は補欠選挙を実施する。

2 立候補者の受付の公示は原則として欠員が生じた場合。また、締め切りは選挙管理委員会がその都度定める。

3 立候補者の受付締め切り後、3週間に以内に補欠選挙を行わなければならない。また、締め切り後2日以内に補欠選挙及び立候補者の公示を行わなければならない。

4 締切日までに立候補者届け出がなかった場合は、選挙管理委員会の判断により、締め切りを延期する。

5 その他の補欠選挙に関する規定は原則として本規定にてするが、選挙管理委員会の判断により、本規定によらずに実施することができる。

(施行期日)

附則 この規定は平成23年6月1日より施行する。

10 部の休部・降格・廃部・同好会の設立の規定

1. 休部 次の(1)(2)(3)のいずれかの場合は休部とする。

(1) 部長と顧問が申し出、校長が認めた場合。

(2) 当該年度の4月末日時点において部員が0名の場合。

(3) 公式戦等の対外試合の出場、または、学校内外での活動が、1年以上継続して実績がない場合。

2. 廃部 次のいずれかの場合は廃部(廃止)とする。

(1) 部長と顧問が申し出、校長が認めた場合。

(2) 同好会及び休部中の部が、引き続き当該年度の4月末日時点において部員が0名の場合。

(3) 生活指導上、公序良俗に違反した場合。

3. 復部 次の(1)(2)を共に満たす場合は、休部中の部の復部を申請できる。

(1) 部長と顧問が申し出による場合。

(2) 公式大会等の出場可能入数を満たす会員数を確保している場合。

4. 同好会の設立

(1) 次のすべてを満たした場合は、同好会の設立を申請することができる。

ア 会員が5名以上。

イ 顧問が2名以上。

ウ 活動場所を原則として校内に確保できること。

エ 発案は会員本人であること。

(2) 同好会の設立の手順は、以下による。

ア 設立申請書の生徒会への提出(年間一回、4月中旬締切)

イ 申請書には、次の事項を記載する。

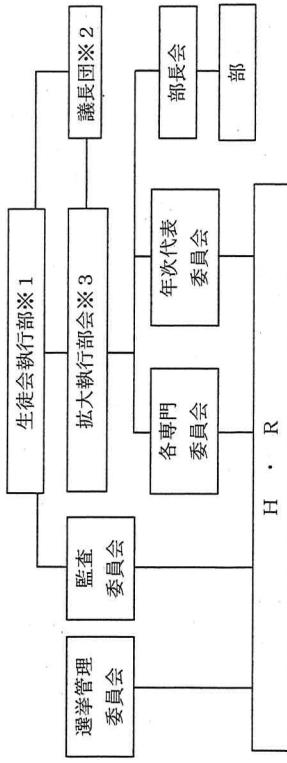
(1)名称 (2)代表者 (3)顧問 (4)会員名簿 (5)設立理由 (6)活動場所 (7)活動内容
年一回、活動日誌を生徒会へ提出する。会員の入会、退会等も詳細に記録する。

5. 昇格 次の(1)(2)(3)(4)すべての条件を満たす場合は、部への昇格を申請できる。
(1) 同好会の活動が、連続して2年以上ある。
(2) 2年間以上の活動日誌を記入し、生徒会へ提出する。

(3) 公式大会等の出場可能な人数を満たす会員数を確保していること。
(4) 次の手続きを完了すること。

ア 生徒総会で承認されること。
イ 企画調整会議・職員会議で審議・承認されること。

1.1 生徒会組織図



※1 生徒会執行部は、会長(1)、副会長(2)、書記(1)、会計(1)、庶務(2)で構成する。

※2 議事進行は、拡大執行部会の議長・副議長が行い、記録は生徒会執行部の書記が行う。

※3 構成員は、生徒会執行部・各専門委員会の委員長・各年次代表委員会の委員長・各部の部長とする。